

# 四半期報告書

(第59期第2四半期)

自 平成25年4月1日

至 平成25年6月30日

株式会社アサツー ディ・ケイ

(E04808)

第59期第2四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

# 四 半 期 報 告 書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 アサツー ディ・ケイ

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【事業等のリスク】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	4
第3 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【役員の状況】 .....	16
第4 【経理の状況】 .....	17
1 【四半期連結財務諸表】 .....	18
2 【その他】 .....	29
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	30

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年8月14日

**【四半期会計期間】** 第59期第2四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

**【会社名】** 株式会社 アサツー ディ・ケイ

**【英訳名】** ASATSU-DK INC.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 植野伸一

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区築地一丁目13番1号

**【電話番号】** 03 (3547) 2654

**【事務連絡者氏名】** 業務管理局長 阿部清彦

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区築地一丁目13番1号

**【電話番号】** 03 (3547) 2654

**【事務連絡者氏名】** 業務管理局長 阿部清彦

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第2四半期 連結累計期間	第59期 第2四半期 連結累計期間	第58期
会計期間	自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日
売上高 (百万円)	179,791	174,469	350,822
経常利益 (百万円)	3,978	3,381	5,314
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,774	2,114	2,781
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	5,073	14,291	13,559
純資産額 (百万円)	101,498	118,522	109,559
総資産額 (百万円)	189,489	210,230	195,163
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	42.02	50.27	65.83
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	42.01	50.25	65.81
自己資本比率 (%)	53.0	55.8	55.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,395	8,948	2,581
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	560	1,281	△1,719
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△606	△5,753	△1,184
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	31,013	33,061	27,264

回次	第58期 第2四半期 連結会計期間	第59期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	7.50	38.30

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当社は、従業員持株E S O P信託制度を導入しており、当該信託にかかる従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として計上しております。従って、1株当たり四半期(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定にあたっては、当該株式数を自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、前連結会計年度において広告業を営む非連結子会社でありましたKnots Europe BV、ASATSU-DK VIETNAM Inc.、DIK VIETNAM Co.,Ltd.、Asatsu (Shanghai) Exposition&Advertising Co.,Ltd.の4社は、重要性が増したことに伴い、第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において広告業を営む持分法非適用の関連会社でありました(株)DAサーチ&リンク、(株)ドリル、(株)エイエスピーの3社は、重要性が増したことに伴い、第1四半期連結会計期間から持分法適用の範囲に含めております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）の我が国経済は、昨年末来の金融市場の改善や海外経済の持ち直しを背景に、緩やかながら回復基調を辿っているものと思われれます。期間の前半では、円安、株高の流れを反映して消費者マインドが改善し、個人消費が持ち直しました。また、後半に入ると、経済対策の効果で公共投資が堅調に推移し、外部環境の好転を受けて輸出に回復の兆しがみられました。企業の業況感は改善しており、足元では設備投資が下げ止まりつつあります。先行きについては、金融市場動向に不透明感があり、欧州政府債務問題や新興国経済の減速が懸念されるものの、国内需要の底堅さと海外経済の持ち直しを背景に、緩やかな回復が続くと思われれます。また、企業収益の増加が雇用や賃金へ波及する内需主導型の回復に至るのか注目されます。

このような環境の下、当社グループは生活者のメディア接触行動や購買行動、それに伴う広告主のニーズの変化を捉え、マスメディア、インターネットやモバイルといったマス・パーソナル・メディア、インストア・メディアを含むOOHメディアなど、生活者の購買接点周辺のメディアを組み合せ、広告主のコミュニケーション投資が最大の効果を生む広告投資効果（ROI）を重視したコミュニケーション・プログラムを提供するとともに、成長する新興国・中国市場やコンテンツ事業においても積極的なビジネスを展開しましたが、売上、売上総利益とも前年同期を下回る結果となりました。

当第2四半期連結累計期間の経営成績は以下のとおりであります。

売上高は1,744億6千9百万円（前年同期比3.0%減）、売上総利益は230億4千6百万円（前年同期比5.3%減）、営業利益は18億7百万円（前年同期比33.6%減）でありました。これに受取配当金11億4千2百万円などを計上し、経常利益は33億8千1百万円（前年同期比15.0%減）でありました。税金等調整前四半期純利益は36億2千4百万円（前年同期比26.5%増）、四半期純利益は21億1千4百万円（前年同期比19.2%増）でありました。

当第2四半期連結累計期間の報告セグメント別の業績の詳細は、以下のとおりであります。

（広告業）

広告業における外部顧客への売上高は1,723億7百万円（前年同期比2.5%減）、セグメント利益は22億1千6百万円（前年同期比24.8%減）でありました。

売上については、国内子会社、海外子会社は増収しましたが、当社単体の減収が響き、総体として前年実績を下回りました。利益面につきましては、当社単体、国内子会社、海外子会社ともに減益し、前年実績を下回りました。

なお、グループの中核である当社単体の業績、業種別・区分別売上は以下のとおりであります。

売上高は1,519億3千4百万円（前年同期比3.0%減）、売上総利益は167億4千万円（前年同期比4.7%減）でありました。引き続き販売費及び一般管理費の圧縮に努めましたが、固定費の割合が大ききことから減益が響き、営業利益は17億2千7百万円（前年同期比5.7%減）でありました。

業種別売上では金融・保険、教育・医療サービス・宗教、自動車・自動車関連品、薬品・医療用品などの業種の広告主からの出稿が増加しましたが、情報・通信、化粧品・トイレットリー、趣味・スポーツ品、飲料・嗜好品などの業種の広告主からの出稿が減少しました。

区分別売上では新聞広告、OOHメディア広告、デジタルメディア広告、ラジオ広告、マーケティング・プロモーションで前年同期に比べ増収でありましたが、テレビ広告、制作その他区分などで前年同期に比べ減収でありました。



当社単体の区分別の売上高、その構成比と前年同期増減率は以下のとおりであります。

区分別売上（注）		当期売上高 （百万円）	構成比 （%）	前年同期比 （%）
メディア	雑誌広告	6,881	4.5	△0.4
	新聞広告	10,918	7.2	9.8
	テレビ広告	68,338	45.0	△8.7
	ラジオ広告	1,579	1.0	5.7
	デジタルメディア広告	5,255	3.5	6.2
	OOHメディア広告	5,364	3.5	6.4
小計		98,338	64.7	△4.7
メディア以外	マーケティング・プロモーション	30,545	20.1	4.9
	制作その他	23,050	15.2	△5.3
小計		53,595	35.3	0.2
合計		151,934	100.0	△3.0

- (注) 1 広告市場の成熟化やメディア環境の多角化に伴い、当社は広告主にクロス・コミュニケーション・プログラムを提供しており、媒体別の売上を厳密に分別することが困難な場合があります。従って、上記の区分別売上は厳密に媒体別の売上を反映していないことがあります。
- 2 テレビには、タイム、スポット、コンテンツが含まれます。
- 3 デジタルメディアには、インターネット、モバイル関連メディアが含まれます。  
(WEBサイト制作・システム開発などデジタルソリューションは「マーケティング・プロモーション」に含まれます)
- 4 OOH（アウト・オブ・ホーム）メディアには、交通広告、屋外広告、折込広告などが含まれます。
- 5 マーケティング・プロモーションには、マーケティング、コミュニケーション・プランニング、プロモーション、イベント、PR、博覧会事業、デジタルソリューションなどが含まれます。

#### (その他の事業)

その他の事業である雑誌・書籍の出版・販売部門における外部顧客への売上高は21億6千2百万円（前年同期比28%減）、セグメント損失は4億8百万円（前年同期は2億3千2百万円の損失）でありました。

出版市場全体の縮小に伴い収益確保が困難である環境下、雑誌、一般書籍の返本増加などにより総利益率が改善せず営業損失でありました。

#### (海外売上高)

当社グループの海外売上高は、すべて広告業のものであり、当第2四半期連結累計期間の売上高の8.5%（前年同期は7.9%）でありました。

## (2) 財政状態の分析

前連結会計年度末（平成24年12月31日）と比較した当第2四半期連結会計期間末の財政状態は以下のとおりです。

資産合計は時価の上昇による投資有価証券の増加などにより、前連結会計年度末に比べ150億6千7百万円多い、2,102億3千万円でありました。負債合計は前述の投資有価証券の時価上昇に起因する繰延税金負債の増加などにより、前連結会計年度末に比べ61億4百万円多い、917億7百万円でありました。純資産合計は1,185億2千2百万円、純資産比率は56.4%でありました。

## (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、営業活動および投資活動による収入が財務活動による支出を上回ったため、前連結会計年度末より57億9千7百万円増加し、330億6千1百万円（前年同期は310億1千3百万円）でありました。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が36億2千4百万円となり、売上債権が85億7千万円減少したことなどにより、89億4千8百万円の収入超（前年同期は43億9千5百万円の収入超）でありました。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却による収入が29億7千7百万円であったことなどにより、12億8千1百万円の収入超（前年同期は5億6千万円の収入超）でありました。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額が42億6千9百万円あったことなどにより、57億5千3百万円の支出超（前年同期は6億6百万円の支出超）でありました。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は「株式会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、究極的には株主の皆様のご判断に委ねられるものと考えております。

当社は、資本効率の改善や株主の皆様への種々の利益還元施策の実施に加え、「全員経営」の理念のもとに全社をあげて広告業としての競争力を高めることにより、企業価値・株主共同の利益の最大化に取り組んでまいりました。また「ピープルビジネス」といわれる広告業では役員と従業員の一体感・運命共同体的意識こそが競争力の源泉であり、不適切な買収によりこれが損なわれるときは、企業価値・株主共同の利益が毀損されるとともに、買収者の目的は達成されないことになると認識しております。

このように企業価値を高め株主に報いることによって株主のサポートを得ることが、不適切な買収に対抗する最大の防衛策であると考え、当社は現在のところ、具体的な買収防衛策を導入しておりません。

他方、当社株式の大量買付行為や買収提案があった場合には、取締役会は、株主の皆様から経営の負託を受けている者の責務として、社外専門家の意見を尊重しながら、当該買付が企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響について評価し、自らの見解を表明するほか、当該買付者と交渉を行い、株主の皆様が当該買付に応じるか否かを適切に判断するために必要な情報の提供と時間の確保に全力を尽くす所存です。

更に、当該買付者が必要な情報を提供しない場合やその提案内容が企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断した場合には、その時点において採り得る実効的で、かつ株主の皆様を受け入れられる合理的対抗措置を講じる予定です。

なお、具体的な買収防衛策を予め導入しておくことについては、今後の経済環境、資本市場、法令の動向等を鑑みて、慎重に検討を進めることといたします。

#### (5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが支出した研究開発費の総額は4億1千1百万円でありました。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	206,000,000
計	206,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	42,655,400	42,655,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	42,655,400	42,655,400	—	—

## (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

### ① 株式会社アサツー ディ・ケイ 第2回新株予約権

(当社取締役に対する株式報酬型ストック・オプション)

決議年月日	平成25年5月13日
新株予約権の数	375個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	37,500株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年5月31日～平成35年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 907円 資本組入額 454円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力の発生日)以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。また、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

### 3 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの株主総利回り(権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日(取引が成立しない日を除く。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値から、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日(取引が成立しない日を除く。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値を控除し、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日(取引が成立しない日を除く。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値の結果に応じて、割当を受けた新株予約権の数の0%から100%の範囲で段階的に変動するものとする。

- 4 当社が合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を次の定めに基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、次の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1および2に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。
    - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
  - ⑧ 新株予約権の取得条項  
以下の議案につき再編対象会社の株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされたとき）は、再編対象会社は取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
    - (1) 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (2) 再編対象会社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
    - (3) 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
    - (4) 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
    - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件  
上記(注)3に準じて決定する。

② 株式会社アサツー ディ・ケイ 第3回新株予約権

(当社上席執行役員に対する株式報酬型ストック・オプション)

決議年月日	平成25年5月13日
新株予約権の数	227個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	22,700株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年5月31日～平成35年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 907円 資本組入額 454円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力の発生日)以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。また、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役または上席執行役員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの株主総利回り(権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日(取引が成立しない日を除く。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値から、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日(取引が成立しない日を除く。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値を控除し、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日(取引が成立しない日を除く。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値)の結果に応じて、割当を受けた新株予約権の数の0%から100%の範囲で段階的に変動するものとする。

- 4 当社が合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を次の定めに基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、次の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1および2に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。
    - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
  - ⑧ 新株予約権の取得条項  
以下の議案につき再編対象会社の株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされたとき）は、再編対象会社は取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
    - (1) 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (2) 再編対象会社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
    - (3) 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
    - (4) 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
    - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件  
上記(注)3に準じて決定する。



(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	42,655,400	—	37,581	—	7,839

## (6) 【大株主の状況】

平成25年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ダブリューピーピー インターナショナル ホールディング ビーヴィ (常任代理人 大和証券株式会社)	WILHELMINAPLEIN 10, 3072 DE ROTTERDAM THE NETHERLANDS (東京都千代田区丸の内1-9-1)	10,331	24.21
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイ エフシー) サブ アカウント アメリカ ン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カス トディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	3,963	9.29
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 USA (東京都中央区月島4-16-13)	1,781	4.17
ノーザン トラスト カンパニー エイブイ エフシー リ ユーエス タックス エグゼ ンプテド ペンション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カス トディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	1,650	3.86
ザ バンク オブ ニューヨーク トリートイー ジャスデック アカウント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	1,324	3.10
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 USA (東京都中央区月島4-16-13)	1,034	2.42
ステート ストリート バンク アンド ト ラスト クライアント オムニバス アカウ ント オーエムゼロツ (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	100 KING STREET WEST, SUITE 3500, PO BOX 23 TORONTO, ONTARIO M5X 1A9 CANADA (東京都中央区月島4-16-13)	952	2.23
ジェーピー モルガン チェース バン ク 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, USA (東京都中央区月島4-16-13)	876	2.05
メロン バンク エヌエー アズ エージェ ント フォー イッツ クライアント メロ ン オムニバス ユーエス ペンション (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4-16-13)	868	2.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・三菱商事株式会社口)	東京都港区浜松町2-11-3	765	1.79
計	—	23,547	55.20

(注) 1 上記の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 765千株

- シルチェスター・パートナーズ・リミテッド(旧名称シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド)から、平成22年11月8日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成22年11月1日現在でシルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーおよび同社により、6,268,500株(提出当時の発行済株式総数(45,655,400株)の13.88%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- フランクリン・テンプレートン・インスティテューショナル・エルエルシーから、平成25年8月5日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成25年7月31日現在で3,164,800株(発行済株式総数の7.42%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

- 4 ハリス・アソシエイツ・エル・ピーから、平成25年3月21日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成25年3月15日現在で2,285,500株（発行済株式総数の5.36%）を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 5 サード・アベニュー・マネージメント・エルエルシーから、平成25年2月4日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成25年1月31日現在で2,148,300株（発行済株式総数の5.04%）を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

## (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 576,500	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 41,976,100	419,761	—
単元未満株式	普通株式 102,800	—	—
発行済株式総数	42,655,400	—	—
総株主の議決権	—	419,761	—

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が20株含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が94株含まれております。

3 「完全議決権株式（その他）」の欄には、四半期連結財務諸表において自己株式として計上している従業員持株E S O P信託口名義の当社株式が271,300株（議決権の数2,713個）含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アサツー ディ・ケイ	東京都中央区 築地1-13-1	576,500	—	576,500	1.35
計	—	576,500	—	576,500	1.35

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役相談役	—	清水 與二	平成25年6月30日

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）および第2四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,489	22,970
受取手形及び売掛金	※3 84,128	※3 76,597
有価証券	6,471	15,104
たな卸資産	※1 7,032	※1 8,075
その他	2,898	3,812
貸倒引当金	△257	△293
流動資産合計	124,762	126,268
固定資産		
有形固定資産	4,296	4,075
無形固定資産	2,342	2,519
投資その他の資産		
投資有価証券	55,312	70,214
その他	9,876	8,105
貸倒引当金	△1,426	△953
投資その他の資産合計	63,761	77,366
固定資産合計	70,400	83,962
資産合計	195,163	210,230

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 67,130	※3 66,509
短期借入金	59	28
1年内返済予定の長期借入金	※4 246	※4 188
未払法人税等	337	1,625
引当金	1,211	952
その他	6,563	6,615
流動負債合計	75,548	75,919
固定負債		
長期借入金	※4 246	※4 164
引当金	1,771	1,730
その他	8,037	13,893
固定負債合計	10,055	15,787
負債合計	85,603	91,707
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,581	37,581
資本剰余金	13,245	13,245
利益剰余金	45,428	43,410
自己株式	△746	△1,938
株主資本合計	95,508	92,298
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13,553	24,378
繰延ヘッジ損益	△2	1
為替換算調整勘定	△539	729
その他の包括利益累計額合計	13,012	25,109
新株予約権	5	11
少数株主持分	1,032	1,102
純資産合計	109,559	118,522
負債純資産合計	195,163	210,230

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
 【四半期連結損益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
売上高	179,791	174,469
売上原価	155,454	151,423
売上総利益	24,336	23,046
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	11,432	11,360
賞与引当金繰入額	356	394
役員退職慰労引当金繰入額	24	18
貸倒引当金繰入額	7	△287
その他	9,792	9,751
販売費及び一般管理費合計	21,613	21,238
営業利益	2,722	1,807
営業外収益		
受取利息	122	125
受取配当金	890	1,142
持分法による投資利益	1	68
その他	408	296
営業外収益合計	1,422	1,633
営業外費用		
支払利息	10	6
不動産賃貸費用	19	19
その他	137	33
営業外費用合計	167	59
経常利益	3,978	3,381
特別利益		
投資有価証券売却益	117	479
その他	3	32
特別利益合計	120	511
特別損失		
投資有価証券売却損	206	117
投資有価証券評価損	29	24
特別退職金	818	—
その他	177	126
特別損失合計	1,232	268
税金等調整前四半期純利益	2,866	3,624
法人税等	1,081	1,476
少数株主損益調整前四半期純利益	1,784	2,148
少数株主利益	10	33
四半期純利益	1,774	2,114

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,784	2,148
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,180	10,825
繰延ヘッジ損益	35	3
為替換算調整勘定	72	1,313
その他の包括利益合計	3,288	12,143
四半期包括利益	5,073	14,291
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,058	14,211
少数株主に係る四半期包括利益	15	79



## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	2,866	3,624
減価償却費	639	855
投資有価証券評価損益 (△は益)	29	24
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△283	△280
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△378	54
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△11	△12
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	△95	△327
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△84	4
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	10	△30
受取利息及び受取配当金	△1,012	△1,267
支払利息	10	6
持分法による投資損益 (△は益)	△1	△68
投資有価証券売却損益 (△は益)	89	△361
売上債権の増減額 (△は増加)	2,974	8,570
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△252	△892
仕入債務の増減額 (△は減少)	51	△1,187
未収入金の増減額 (△は増加)	118	△261
未払金の増減額 (△は減少)	△332	△729
その他	368	1,231
小計	4,707	8,953
利息及び配当金の受取額	351	364
利息の支払額	△11	△7
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△652	△361
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,395	8,948
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△2,531	△4,545
定期預金の払戻による収入	2,282	3,692
投資有価証券の取得による支出	△71	△218
投資有価証券の売却による収入	1,283	2,977
その他	△402	△625
投資活動によるキャッシュ・フロー	560	1,281
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△38	△29
長期借入金の返済による支出	△137	△149
自己株式の純増減額 (△は増加)	68	△1,191
配当金の支払額	△422	△4,269
その他	△77	△113
財務活動によるキャッシュ・フロー	△606	△5,753
現金及び現金同等物に係る換算差額	110	1,155
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,459	5,631
現金及び現金同等物の期首残高	26,519	27,264
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	34	165
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 31,013	※1 33,061

**【継続企業の前提に関する事項】**

当第2四半期連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

該当事項はありません。

**【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】**

当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)	
1	連結の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間より、重要性が増したKnots Europe BV、ASATSU-DK VIETNAM Inc.、DIK VIETNAM CO.,LTD.およびAsatsu (Shanghai) Exposition&Advertising Co.,Ltd.を連結の範囲に含めております。
2	持分法適用の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間より、重要性が増した(株)DAサーチ&リンク、(株)ドリルおよび(株)エイエスピーを持分法適用の範囲に含めております。
3	連結子会社の事業年度等に関する事項の変更 連結子会社である(株)エイケンは、決算日を従来の9月30日から12月31日に変更しております。この変更に伴い、当第2四半期連結累計期間においては、平成24年10月1日から平成25年6月30日までの9ヵ月間を連結しております。

**【会計方針の変更等】**

当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)	
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)	
当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。	
これによる当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。	

**【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】**

当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)	
(税金費用の計算)	
税金費用の計算にあたっては、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳

当社グループのたな卸資産は、主として広告物の制作等に係る進行中業務の費用や諸権利など、広告関連業務に附随する多種多様なものが含まれており、適切に区分することが困難であるため、一括して表示しております。

2 偶発債務

(1) 保証債務

次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)	
北京華開旭通国際広告有限公司	借入金	195百万円	借入金	154百万円
IMMG Pte.Ltd.	借入金／買掛金	55百万円	借入金／買掛金	33百万円
Dai-Ichi Kikaku (Malaysia) Sdn.Bhd.	借入金	4百万円	—	—
グループエム・ジャパン(株)	買掛金	176百万円	買掛金	154百万円
計		431百万円		342百万円

上記のうち、取引先であるグループエム・ジャパン(株)以外の保証債務については、非連結子会社または関連会社に対するものであります。

(2) 係争事件に係る損害賠償義務

前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<p>① 業務委託料等請求訴訟に対する反訴提起について</p> <p>当社は、アートコーポレーション(株)より受託した業務に係る代金および立替えた金員の支払請求につき、その代金および金員の支払いについて、平成22年1月8日に業務委託料等請求訴訟(請求額379百万円およびそれに対する遅延損害金)(本訴)を提起いたしました。</p> <p>これに対し、アートコーポレーション(株)から、平成22年4月22日に不当利得返還請求反訴(請求額311百万円およびそれに対する遅延損害金)が提起されましたが、平成25年3月12日に東京地方裁判所より、アートコーポレーション(株)の反訴請求を棄却し、当社の請求を一部認容してアートコーポレーション(株)が当社に62百万円およびその遅延損害金を支払うことを命じる判決が出されました。当社はこれを不服とし、平成25年3月25日に東京高等裁判所に控訴しました。</p> <p>なお、アートコーポレーション(株)が、上記判決に対して、判決書の送達を受けた日から2週間以内に控訴する可能性があります。</p> <p>当社におきましては、当社顧問弁護士と協議のうえ、当該訴訟に対して適切に対処していく所存であります。</p>	<p>① 業務委託料等請求訴訟に対する反訴提起について</p> <p>当社は、アートコーポレーション(株)より受託した業務に係る代金および立替えた金員の支払請求につき、その代金および金員の支払いについて、平成22年1月8日に業務委託料等請求訴訟(請求額379百万円およびそれに対する遅延損害金)(本訴)を提起いたしました。</p> <p>これに対し、アートコーポレーション(株)から、平成22年4月22日に不当利得返還請求反訴(請求額311百万円およびそれに対する遅延損害金)が提起されましたが、平成25年3月12日に東京地方裁判所より、アートコーポレーション(株)の反訴請求を棄却し、当社の請求を一部認容してアートコーポレーション(株)が当社に62百万円およびその遅延損害金を支払うことを命じる判決が出されました。当社はこれを不服とし、平成25年3月25日に東京高等裁判所に控訴しました。</p> <p>また、アートコーポレーション(株)も、当判決を不服として平成25年3月23日に東京高等裁判所に控訴しました。</p> <p>当社におきましては、当社顧問弁護士と協議のうえ、当該訴訟に対して適切に対処していく所存であります。</p>

※3 四半期連結会計期間末日は金融機関の休業日でありましたが、当該期日の満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。その金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	539百万円	691百万円
支払手形	822百万円	1,020百万円

※4 このうち、従業員持株E S O P信託に係る借入金残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	164百万円	164百万円
長期借入金	246百万円	164百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)および当第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
現金及び預金勘定	24,797百万円	22,970百万円
有価証券勘定	8,912百万円	15,104百万円
小計	33,710百万円	38,075百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△2,658百万円	△5,014百万円
MMF等に該当しない有価証券	△39百万円	－百万円
現金及び現金同等物	31,013百万円	33,061百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

### 1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年2月22日 取締役会	普通株式	422	10.00	平成23年12月31日	平成24年3月21日	利益剰余金

(注)平成24年2月22日取締役会決議の配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金3百万円を含めておりません。

### 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年8月10日 取締役会	普通株式	422	10.00	平成24年6月30日	平成24年9月10日	利益剰余金

(注)平成24年8月10日取締役会決議の配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金3百万円を含めておりません。

### 3 株主資本の著しい変動

当第2四半期連結累計期間において、自己株式の消却により、資本剰余金と自己株式がそれぞれ6,778百万円減少しております。なお、当第2四半期連結会計期間末における資本剰余金の残高は13,244百万円、自己株式の残高は785百万円であります。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

### 1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年2月12日 取締役会	普通株式	4,269	101.00	平成24年12月31日	平成25年3月18日	利益剰余金

(注)1 平成25年2月12日取締役会決議の配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金30百万円を含めておりません。

2 1株当たり配当額の内訳は、普通配当13円00銭、特別配当88円00銭であります。

### 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年8月12日 取締役会	普通株式	418	10.00	平成25年6月30日	平成25年9月12日	利益剰余金

(注)平成25年8月12日取締役会決議の配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金2百万円を含めておりません。

### 3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	広告業	その他の事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	176,789	3,001	179,791	—	179,791
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	9	9	△9	—
計	176,789	3,011	179,801	△9	179,791
セグメント利益又は損失(△)	2,948	△232	2,715	7	2,722

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額の主な内容は、セグメント間取引の消去および未実現利益の控除によるものであります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	広告業	その他の事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	172,307	2,162	174,469	—	174,469
セグメント間の内部売上高 又は振替高	8	1	9	△9	—
計	172,315	2,163	174,479	△9	174,469
セグメント利益又は損失(△)	2,216	△408	1,807	0	1,807

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額の主な内容は、セグメント間取引の消去および未実現利益の控除によるものであります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これによる、当第2四半期連結累計期間のセグメント利益又は損失に与える影響は軽微です。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	42円02銭	50円27銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,774	2,114
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,774	2,114
普通株式の期中平均株式数(株)	42,238,475	42,070,846
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	42円01銭	50円25銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	3,766	20,035
(うち新株予約権)(株)	(3,766)	(20,035)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当社は、従業員持株E S O P信託制度を導入しており、当該信託にかかる従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として計上しております。そのため、1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたっては、当該株式数を自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しております。

(重要な後発事象)

当第2四半期連結累計期間  
(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

(特別転進支援措置の実施)

当社は、平成25年8月12日開催の取締役会において、以下のとおり特別転進支援措置の実施について決議いたしました。

1 特別転進支援措置実施の理由

当社では、広告市場の競争激化や構造変化による最近の業績低迷に対応するため、中長期的な視点に立った構造改革を含む新しい経営ビジョンとビジネスプランを導入する予定です。その一環として、特別転進支援措置を実施いたします。

2 特別転進支援措置の概要

- (1) 対象者 勤続5年以上かつ満40歳以上59歳以下
- (2) 募集人員 130名(平成25年6月30日現在の従業員数 1,961名)
- (3) 募集期間 平成25年9月24日(火)～10月4日(金)
- (4) 退職日 平成25年11月30日(土)
- (5) 優遇措置 応募者には特別加算金を支給する。また、希望者に対しては再就職支援を実施する。

3 今後の見通し

募集人数通りの応募を前提とすると、今期中に特別加算金の支出等による特別損失が27億円程度発生する見込みです。これによる人件費の削減額は年間で13億円程度を見込んでおります。

## 2 【その他】

(1) 配当に関する事項

平成25年8月12日開催の取締役会において、第59期事業年度の間接基準日にあたる平成25年6月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間基準日(毎年6月30日)にかかる剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

- ① 中間基準日にかかる配当金の総額 …………… 420百万円
- ② 1株当たりの金額 …………… 10円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 …… 平成25年9月12日

(注) 中間基準日にかかる配当金の総額については、従業員持株E S O P信託口に対する配当金2百万円を含めて記載しております。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8 月13日

株式会社 アサツー ディ・ケイ  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 本 満 夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 一 樹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金 野 広 義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 アサツー ディ・ケイの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 アサツー ディ・ケイ及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年8月12日開催の取締役会において、特別転進支援措置の実施について決議を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年8月14日

**【会社名】** 株式会社アサツー ディ・ケイ

**【英訳名】** ASATSU-DK INC.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 植 野 伸 一

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役執行役員 酒 井 吉 廣

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区築地一丁目13番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長植野伸一および当社最高財務責任者酒井吉廣は、当社の第59期第2四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

